

入札契約制度の見直しについて（令和 9 年度より）

令和 9 年 4 月 1 日より、各務原市指名競争入札参加者選定要綱の別表（第 3 条、第 4 条関係）が以下のとおり施行されます。

【改正後】

等級	A	B	C
数値	890 点以上	750 点以上 890 点未満	750 点未満
土木一般	1, 500 万円以上	4, 000 万円未満	1, 500 万円未満
建築一般	1, 500 万円以上	500 万円以上 1 億 5, 000 万円未満	3, 000 万円未満
電気工事	500 万円以上	200 万円以上 6, 000 万円未満	3, 000 万円未満
管・水道施設・その他	500 万円以上	200 万円以上 6, 000 万円未満	1, 500 万円未満

（参考 【改正前】）

等級	A	B	C
数値	840 点以上	740 点以上 840 点未満	740 点未満
土木一般	1, 500 万円以上	4, 000 万円未満	1, 500 万円未満
建築一般	1, 500 万円以上	500 万円以上 1 億 5, 000 万円未満	3, 000 万円未満
電気工事	500 万円以上	200 万円以上 6, 000 万円未満	3, 000 万円未満
管・水道施設・その他	500 万円以上	200 万円以上 6, 000 万円未満	1, 500 万円未満